

景観法の届出手続き

北九州市景観計画に沿ったまちなみ形成のため、北九州市内で建築等の行為を行う場合には景観法に基づく届出が必要です。

届出対象行為・規模について

地域地区	建築物		工作物		共通
	対象行為	対象規模	対象行為	対象規模	
景観計画区域(市全域)	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが31mを超えるもの ○延べ面積が10,000㎡を超えるもの ○店舗、遊戯場その他規則で定める用途※に供するものうち、延べ面積が1,000㎡を超えるもの	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	○高さが31mを超えるもの	その他、景観の形成に重大な影響を与えると市長が認めるもの * 工業専用地域(都市計画法第8条第1項第1号)における行為は除く。 * 景観重点整備地区、景観形成誘導地域、関門景観形成地域における行為は除く。
景観重点整備地区		規模に関わらず全て	建築確認申請を要するもの	○高さが10mを超えるもの	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの
臨海部産業景観形成誘導地域		次のいずれかに該当するもの ○高さが10mを超えるもの ○延べ面積が1,000㎡を超えるもの			
北九州空港周辺景観形成誘導地域		規模に関わらず全て	建築確認申請を要するもの		
関門景観形成地域	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○延べ面積が1,000㎡以上のもの 土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓【土地又は水面】面積が1,000㎡以上のもの【のり面、擁壁】高さが3m以上かつ延長が10m以上のもの	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○築造面積が1,000㎡以上のもの ○建築物の上に設置する場合、その高さの合計が10m以上のもの	その他、関門景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの

※規則で定める用途:劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場、展示場、ホテル、旅館、公衆浴場

行為地がどの地域地区に位置しているか確認する方法

- ▶ 都市計画課窓口設置「北九州市都市計画情報案内システム」
- ▶ インターネット「G-motty 地域情報ポータルサイト」(行政情報→都市計画図)

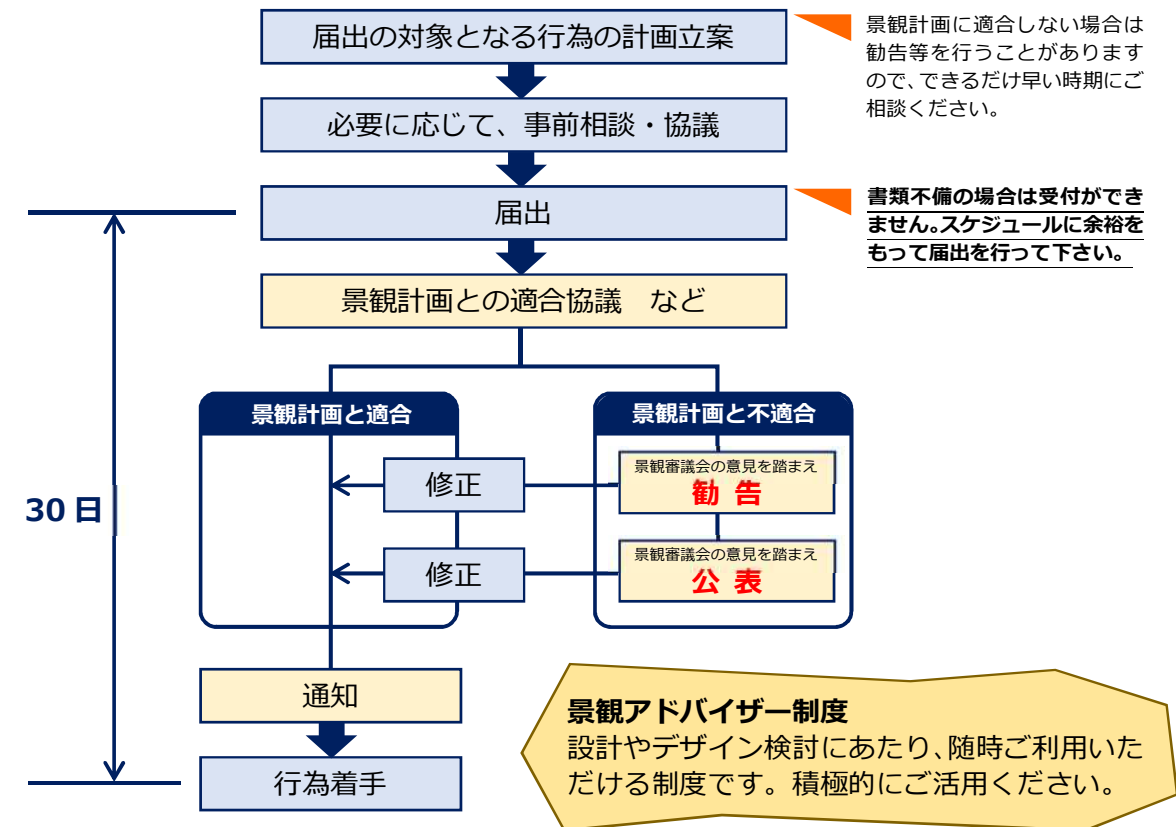
POINT

届出の有無にかかわらず「建築物等の形態意匠に関する行為の制限(景観形成基準)」は適用されます。
事前にホームページ等で確認し、基準に沿った設計を行って下さい。



行為の制限(景観形成基準)は、都市再生企画課ホームページに掲載されています。「外壁の色彩は彩度6以下(寒色系は3以下)」、「アクセントカラーの使用は見付面積の1/10未満」などの数値基準や、地域地区によっては使用可能な色相などが規定されています。

届出の流れ



景観計画に適合しない場合は勧告等を行うことがありますので、できるだけ早い時期にご相談ください。

書類不備の場合は受付ができません。スケジュールに余裕をもって届出を行って下さい。

POINT

行為着手 30 日前までの届出が必要です。

- * 届出をしない又は虚偽の届出をした場合は、罰則(30万円以下の罰金)を適用することがあります
- * 届出から30日経過後ず行為に着手した場合は、罰則(30万円以下の罰金)を適用することがあります
- * 通知を受ければ行為の着手は可能です。

届出に必要な書類

- ・届出にあたり、書類のファイリング等は必要ありません。クリップ等でまとめてください。
- ・図面類は、A3の縮尺版で提出することも可能です。その際はA4サイズに折り込んでください。

種類	縮尺	備考
1号様式 景観計画区域内行為届出書	—	裏面の記載要領を確認して作成してください
付近見取図	1/2,500 以上	法定図書 写真番号を記載し、付近見取図又は配置図に撮影方向がわかるように記載してください
現況写真(敷地・周辺)	—	
配置図	1/100 以上	
立面図(4面彩色したもの)	1/50 以上	其他図書 POINT 2部提出して下さい。
平面図	1/100 以上	
断面図	1/100 以上	
完成予想図(パース等)	—	
外構平面図	1/100 以上	
広告物図面	1/50 以上	
色見本	—	
その他	—	

景観計画区域内行為届出書の記入要領

第1号様式 (景観法第16条(都市景観条例第3条)関係)

令和 年 月 日

北九州市長様

景観計画区域内行為届出書

事業者 住所 氏名 電話番号

第1項 第2項 第5項

景観法第16条の規定により、関係図書を添付して次のとおり届け出ます。

1. 設計者	住所 氏名	<input type="checkbox"/> 設計者の住所、氏名、電話番号を記載してください																								
2. 施工者	住所 氏名	<input type="checkbox"/> 企業等団体の場合は所在地、団体名、代表者の役職・氏名、電話番号を記載してください																								
3. 行為地	北九州市 区	<input type="checkbox"/> 未定の場合は「未定」と記載してください																								
4. 地区	<input type="checkbox"/> 大規模建築物等(景観計画区域) <input type="checkbox"/> 臨海部産業景観形成誘導地域 <input type="checkbox"/> 北九州空港周辺景観形成誘導地域 <input type="checkbox"/> 門司港地区 <input type="checkbox"/> 小倉部心地区 <input type="checkbox"/> 下曾根地区 <input type="checkbox"/> 若松地区 <input type="checkbox"/> 国際通り地区 <input type="checkbox"/> 東田地区 <input type="checkbox"/> 黒崎副都心地区 <input type="checkbox"/> 木原瀬地区 <input type="checkbox"/> 新尾地区 <input type="checkbox"/> 戸畑地区 <input type="checkbox"/> 関門景観形成地域 () 地区	<input type="checkbox"/> 行為地の住居表示または地番を記載してください																								
5. 種別	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 外観の遮半にわたる色彩の変更 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 該当する□にレ点を記入し、(カッコ)内に地区・区域を記載してください <input type="checkbox"/> 5.種別で「その他」の場合は、「目的・規模」を記載してください																								
6. 行為の期日	着手予定 令和 年 月 日 ~ 完了予定 令和 年 月 日																									
7. 建築物等	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>新設</th> <th>既設</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>階</td> <td>階</td> <td>階</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> </table>	項目	新設	既設	合計	高さ	m	m	m	延べ面積	m ²	m ²	m ²	階数	階	階	階	敷地面積	m ²	m ²	m ²	建築面積	m ²	m ²	m ²	
項目	新設	既設	合計																							
高さ	m	m	m																							
延べ面積	m ²	m ²	m ²																							
階数	階	階	階																							
敷地面積	m ²	m ²	m ²																							
建築面積	m ²	m ²	m ²																							
8. 区分毎に定めた「良好な景観の形成に関する方針」について配慮した事項	<input type="checkbox"/> 各地域地区の方針に対して、設計に当たり配慮したことを記載してください	<input type="checkbox"/> 届出対象敷地全体について記載してください <input type="checkbox"/> 同一敷地内の既設の建築物(別棟含む)や工作物がある場合は、既設欄に記載してください																								

※ 届出書または変更届出書の場合、書類を正副を新提出すること。

9. 「建築物等の形態意匠に関する行為の制限」について配慮した事項 (都市景観の形成)

(区 分)	共通事項	
大規模建築物等	配置(配設)	
	高さ(形態)	
臨海部産業景観形成誘導地域	階数/屋敷/地上(意匠)	
	地区	
北九州空港周辺景観形成誘導地域	i. 屋根	マンセル値:
	ii. 外壁、突出タンク等	マンセル値:
	iii. アクセントカラー	マンセル値:
景観重点整備地区	iv. その他	マンセル値:
	地区	
天城	建築設備等	
	緑化	
夜間景観	外観・その他施設(外構)	

※ 添付図書 (A4折り)

位置見取り図 敷設写真(敷地・周辺) 配置図 立面図(4面彩色したもの)
 平面図 断面図 完成予想図(パース等) 色見本
 外構計画図 広告物計画 色見本 その他

※ 大規模建築物等における配慮した事項は別紙に記入すること。 ※ 日の欄は記入しないで下さい。
 ※ 上記に該当する区分がない場合、この欄は添付する必要はありません。

10. 「建築物等形成地域」

地区

夜間照明

公共施設

土地の形質等

国外建築物

添付図書 (A4折り)

位置見取り図 敷設写真(敷地・周辺) 配置図 立面図(4面彩色したもの)
 平面図 断面図 完成予想図(パース等) 色見本
 外構計画図 広告物計画 色見本 その他

※ 大規模建築物等における配慮した事項は別紙に記入すること。 ※ 日の欄は記入しないで下さい。
 ※ 景観形成地域に該当しない行為、この欄は添付する必要はありません。

スケジュールメモ

計画立案	月 日
(景観アドバイザー)	月 日
事前相談・協議	月 日
(景観アドバイザー)	月 日
届出	月 日
(景観アドバイザー)	月 日
行為着手	月 日

1号様式をダウンロードする方法
 1号様式「景観計画区域内行為届出書」は、北九州市ホームページからダウンロードできます。

北九州市 景観 届出

POINT

地域地区によって景観計画との適合協議担当者が異なります。書類に不備がなければ担当者によらず受付可能ですが、景観計画との適合協議等は地域地区ごとの担当者が行います。お急ぎの場合などは、事前にお問い合わせの上来庁いただくとスムーズです。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

北九州市都市戦略局 都市再生推進部 都市再生企画課
 北九州市小倉北区内1番1号
 電話番号 093-582-2502
 メールアドレス toshi-saiseikikaku@city.kitakyushu.lg.jp